

診療所開設許可申請及び届出事項一覧 【無床診療所】

項目番号	事案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	留意事項	
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設							
1 新規で開設する(した)場合		診療所開設許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	2	有	診療所開設許可手数料(18,000円)が必要です。		
			2		所在区保健福祉センター保健業務担当	3	-			
		診療所開設届	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	1	有	平成16年度以降医師、平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要		
2 移転する(した)場合 移転前の診療所を廃止、移転後の診療所を新規で開設する手続きをする。 (以下「廃止・開設の手続き」と表記する)		診療所開設許可申請(新診療所)	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	2	有	診療所開設許可手数料(18,000円)が必要です。		
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	3	-			
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	1	有	平成16年度以降医師、平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要		
		(旧診療所の)診療所廃止届	2	廃止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	13	-			
3 承継する(した)場合 医師開設 医師開設(親から子へ等) 医師開設 非医師開設(医療法人化等) 非医師開設 医師開設 非医師開設 非医師開設 右の申請(届出)手続きは、承継後の診療所が医師開設か非医師開設かで区分し、廃止・開設の手続きをする。		診療所開設許可申請(新診療所)	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	2	有	診療所開設許可手数料(18,000円)が必要です。		
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	3	-			
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	1	有	平成16年度以降医師、平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要		
		(旧診療所)診療所廃止届	2	廃止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	13	-			
4 医師が常時(常勤換算後)3人以上勤務する診療所において専属薬剤師を置かない場合		診療所専属薬剤師設置免除許可申請 単に配置しない等の理由は許可の対象とならない	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	7	-	許可される対象 調剤数75未満であり、また、調剤内容も単純なものが多い耳鼻いんこう科や眼科等の単科標準である場合		
5 開設者(医師開設)が他の者に診療所を管理させる場合		診療所管理者設置許可申請 やむを得ない場合においてのみ	(参考)非医師開設診療所の管理者 診療所の開設者が(非医師開設)は、 医業をなすものである場合は臨床研修等 修了医師に、歯科医業をなすものである 場合は臨床研修等修了歯科医師に、診療 所を管理せなければならぬ	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	5	-	事案については事前に大阪市保健所まで相談して下さい。 診療所の開設者が、管理者となることができる者は、 許可を受けた場合を除き、自らその診療所の管理を行 う必要があります。(法第12条第1項) 許可される対象 開設者が一時的に開設者自らが管理できないときや、管理者 の設置によらなければ、その地域の医療の確保となる など、地域医療の観点から必要と認められる場合に限りま す。 ア)開設者が病気のため。 イ)近日中に他の場所に診療所を移転するが、継続患者がある ため、その対処をする間に限って管理者を設置する場合。	
6 管理者に2か所目の診療所を管理させる場合		診療所2カ所管理許可申請 必要と認められる場合のみ		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	6	-	事案については事前に大阪市保健所まで相談して下さい。 診療所を管理する医師、歯科医師(管理者)は、許可を受 けた場合を除き、他の診療所等を管理することは出来ませ ん。(法第12条第2項) 許可される対象 ア)休日夜間診療所等の地域医療体制整備のために開設され る診療所の兼任管理の場合 イ)特別養護老人ホーム、肢体不自由施設等の社会福祉施設 に開設する診療所(医務室)の兼任管理の場合 ウ)近日中に他の場所に診療所を移転するが、継続患者がある ため、その対処をする間に限って両診療所の兼任管理をす る場合。 エ)事業所等に開設される従業員並びに家族を対象として開 設される診療所の兼任管理の場合。	

項目番号	事案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	留意事項
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設						
7	診療所の管理者を変更した場合	診療所管理者変更届 診療所管理者設置許可(この一覧表の項目番号5)を受けた場合に限る	診療所管理者変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	11	-	(医師開設) 診療所管理者設置許可を受けられない場合は、廃止・開設の手続きが必要です。 新管理者を開設者として新規に診療所を開設する(同時に旧管理者は旧開設者の診療所を廃止する。) (非医師開設) 医療法人の場合、新たな管理者は医療法人の理事に就任していること。(府への手続きが必要です。)
8	診療所の従事医師を変更する(した)場合 診療所の従事医師の採用・退職	診療所従事医師変更届	非医師開設においては、届出義務はないため、任意の届出	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	12	-	届出している従事医師の氏名変更(婚姻等による)、担当診療科目、時間等に変更がある場合は「診療所届出事項中一部変更届(様式10)」が必要です。
9	診療所を廃止した場合	診療所廃止届		2	廃止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	13	-	(参考) 移転・承継等が伴う場合は開設手続き等も必要となります。
10	診療所を休止した場合	診療所休止届		2	休止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	14	-	非医師開設診療所は、正当の理由がないのに、1年を超えて休止することはできません。 医師開設診療所についてはこの限りではありませんが、休止期間は1年が適当であり、長期にわたる場合には廃止の手続きを行って下さい。
11	診療所を再開した場合	診療所再開届		2	再開後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	15	-	
12	開設者が死亡した場合	診療所開設者死亡届		2	死亡後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	16	-	届出者(戸籍法第87条) 同居の親族・その他の同居者・家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人。このほか、同居の親族以外の親族・後見人・保佐人・補助人及び任意の後見人 開設者が死亡した等の理由により意思確認ができないときは廃止届出の提出が(受理も)できないので、開設者死亡のときは廃止届ではなく本届出により診療所廃止
13	開設者が失そう宣告を受けた場合	診療所開設者失そう届		2	宣告後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	17	-	開設者が失そうした等の理由により意思確認ができないときは廃止届出の提出が(受理も)できないので、開設者が失そう宣告を受けたときは廃止届ではなく本届出を提出してください。
14	病床を設ける場合	診療所開設許可事項中一部変更許可申請		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	有	病床の設置は、建物の構造概要及び平面図(新たに「病室」が設けられる又は他の用途の部屋が「病室」に用途変更される)と病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数(無床が有床になる)の両方に該当する
		診療所開設届出事項中一部変更届		2	事実発生後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	有	病床の設置は、建物の構造概要及び平面図(新たに「病室」が設けられる又は他の用途の部屋が「病室」に用途変更される)と病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数(無床が有床になる)の両方に該当する
		診療所構造設備使用許可申請		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	有	診療所検査手数料(22,000円)が必要です。 申請から10日以内に検査を行います。(医療法施行規則23条)
		医療法第7条3項の許可(診療所病床設置許可)等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要							
		診療所病床(設置・病床数変更・種別変更)許可申請 大阪市内における病床数の実質の増加を伴わないものが対象 大阪市内での移転、承継、法人化などの理由により 既に病床を有する診療所が、既存の診療所を廃止し、 新たに同じ数(以下)の病床を有する診療所を開設する場合		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	無床診療所に病床を設ける場合は、通常は実質増床となるため、この許可の対象外となります。
		診療所病床(設置・増床・減床)届 次の要件を満たし特例として病床の実質的な増床が認められた場合のみ 在宅早期医療を支援するための病床(一般病床)を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床(一般病床)を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床(一般病床)を必要とする診療所 分娩を取り扱うための病床(一般病床)を必要とする診療所		2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課	府HPよりダウンロード	-	大阪府との事前協議(場合により大阪府医療審議会での審議)が必要ですので、増床を希望する診療所は府との事前協議を行って下さい。 この届出は、大阪市(保健所及び各所在区保健福祉センター)を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。

項番	事 案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	留意事項
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設						
15	開設許可事項を変更する場合		診療所開設許可事項中一部変更許可申請 診療所開設許可事項中一部変更届	3 2	事前 変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当 所在区保健福祉センター保健業務担当	8 9		「診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧」参照
16	開設届出事項を変更する場合		診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10		「診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧」参照

(注) 医療法における「臨床研修等修了医師又は歯科医師」の意味 (医療法第7条)

- ・臨床研修等修了医師 : 医師法第16条の4第1項の規定による登録(及び医師法第7条の2第2項の規定による登録)を受けた者
- ・臨床研修等修了歯科医師 : 歯科医師法第16条の4第1項の規定による登録(及び歯科医師法第7条の2第2項の規定による登録)を受けた者

この登録を受けた医師または歯科医師が診療所を開設しようとするときの手続きは「開設届」 医療法第8条

臨床研修等を修了していても、この登録を受けない医師または歯科医師が診療所を開設しようとするときの手続きは「開設許可」 医療法第7条

臨床研修等修了の旨が医籍または歯科医籍に登録されているかどうかで診療所開設の手続きが異なる。

なお、臨床研修等を修了していれば、この登録を受けていない期間においても診療に従事できる 医師法第16条の2・歯科医師法第16条の2

(参考) 医師免許については、国家試験に合格していても、医籍登録を受けていない期間においては医業ができない 医師法第17条、第2条、第6条

(参考) 歯科医師免許については、国家試験に合格していても、歯科医籍登録を受けていない期間においては歯科医業ができない 歯科医師法第17条、第2条、第6条

診療所開設許可申請及び届出事項一覧 【有床診療所】

項目番号	事案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査保健所で実施	留意事項
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設						
1 新規で開設する(した)場合		診療所開設許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	2	要	診療所開設許可手数料(18,000円)が必要	
		診療所開設届	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	3	-	平成16年度以降医師 平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要	
		診療所開設届	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	1	要	平成16年度以降医師 平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要	
		診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	要	診療所検査手数料(22,000円)が必要 申請から10日以内に検査を行います。(医療法施行規則23条)。	
		医療法第7条第3項の許可(診療所病床設置許可)等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要							
		診療所病床(設置・病床数変更・種別変更)許可申請 大阪市内における病床数の実質の増加を伴わないものが対象 大阪市内での移転・承継・法人化などの理由により 既に病床を有する診療所が、既存の診療所を廃止し、 新たに同じ数(以下)の病床を有する診療所を開設する場合	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	新規に有床診療所を開設する場合は、通常は実質増床となるため、この許可の対象外となります。	
2 移転する(した)場合 移転前の診療所を廃止、移転後の診療所を新規で開設する手続きをする。 (以下「廃止・開設の手続き」と表記する)		診療所開設許可申請(新診療所)	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	2	要	診療所開設許可手数料(18,000円)が必要です。	
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	3	-		
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	1	要	平成16年度以降医師、平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要	
		(旧診療所の)診療所廃止届	2	廃止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	13	-		
		診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	要	診療所検査手数料(22,000円)が必要です。 申請から10日以内に検査を行います(医療法施行規則23条)。	
		医療法第7条第3項の許可(診療所病床設置許可)等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要							
		診療所病床(設置・病床数変更・種別変更)許可申請 大阪市内における病床数の実質の増加を伴わないものが対象 大阪市内での移転・承継・法人化などの理由により 既に病床を有する診療所が、既存の診療所を廃止し、 新たに同じ数(以下)の病床を有する診療所を開設する場合	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	移転後の病床数が移転前と同数以下のときはこの許可の対象です。 有床診療所の移転の相談については、大阪市保健所に相談してください。	
		診療所病床(設置・増床・減床)届 次の要件を満たし特例として病床の実質的な増床が認められた場合のみ 在宅早期医療を支援するための病床(一般病床)を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床(一般病床)を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床(一般病床)を必要とする診療所 分娩を取り扱うための病床(一般病床)を必要とする診療所	2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課	府HPよりダウンロード	-	移転と同時に増床を希望する場合には、大阪府との事前協議(場合により大阪府医療審議会での審議)が必要です。増床を希望する診療所には府との事前協議を行ってください。 この届出は、大阪市(保健所及び各所在区保健福祉センター)を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。	

項目番号	事 案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査 保健所で実施	留意事項	
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設							
3	<p>承継する(した)場合 医師開設 医師開設(親から子へ等) 医師開設 非医師開設(医療法人化等) 非医師開設 医師開設 非医師 非医師 右の申請(届出)手続きは、承継後の診療所が医師開設か非医師開設かで区分し、廃止・開設の手続きをする。</p>	診療所開設許可申請(新診療所)	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	2	要	診療所開設許可手数料(18,000円)が必要です。		
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	3	-			
		診療所開設届(新診療所)	2	開設後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	1	要	平成16年度以降医師、平成18年度以降歯科医師は、免許以外に臨床研修修了登録証(原本照合済)が必要		
		(旧診療所の)診療所廃止届	2	廃止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	13	-			
		診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	要	診療所検査手数料(22,000円)が必要です。 申請から10日以内に検査を行います。(医療法施行規則23条)		
		医療法第7条第3項の許可(診療所病床設置許可)等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要								
		診療所病床(設置・病床数変更・種別変更)許可申請 大阪市内における病床数の実質の増加を伴わないものが対象 大阪市内での移転、承継、法人化などの理由により 既に病床を有する診療所が、既存の診療所を廃止し、 新たに同じ数(以下)の病床を有する診療所を開設する場合	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	承継後の病床数が承継前と同数以下のときはこの許可の対象となります。 有床診療所の承継の相談については、大阪市保健所に相談してください。		
4	医師が常時(常勤換算後)3人以上勤務する診療所において専属薬剤師を置かない場合	診療所専属薬剤師設置免除許可申請 単に配置しない等の理由は許可の対象とならない	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	7	-	許可される対象 調剤数75未満であり、また、調剤内容も単純なものが多い耳鼻いんこう科や眼科等の単科標榜である場合		
5	開設者(医師開設)が他の者に診療所を管理させる場合	診療所管理者設置許可申請 やむを得ない場合においてのみ	(参考)非医師開設診療所の管理者 診療所の開設者(非医師開設)は、 医業をなすものである場合は臨床研修等 修了医師に、歯科医業をなすものである 場合は臨床研修等修了歯科医師に、診療 所を管理させなければならない	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	5	-	事案については事前相談が必要です。 診療所の開設者が、管理者となることができる者である場合は、許可を受けた場合を除き、自らその診療所の管理を行う必要があります。(法第12条第1項)	
									許可される対象 開設者が一時に開設者自らが管理できないときや、管理者の設置によらなければ、その地域の医療の確保が困難となるなど、地域医療の観点から必要と認められる場合に限ります。 ア)開設者が病気のため。 イ)近日中に他の場所に診療所を移転するが、継続患者があるため、その対処をする間に限って管理者を設置する場合。	
6	管理者に2か所目の診療所を管理させる場合	診療所2カ所管理許可申請 必要と認められる場合のみ		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	6	-	事案については事前に大阪市保健所まで相談して下さい。 診療所を管理する医師、歯科医師(管理者)は、許可を受けた場合を除き、他の診療所等を管理することはできません。(法第12条第2項)	
									許可される対象 ア)休日夜間診療所等の地域医療体制整備のために開設される診療所の兼任管理の場合 イ)特別養護老人ホーム、肢体不自由施設等の社会福祉施設に開設する診療所(医務室)の兼任管理の場合 ウ)近日中に他の場所に診療所を移転するが、継続患者があるため、その対処をする間に限って両診療所の兼任管理をする場合。 エ)事業所等に開設される従業員並びに家族を対象として開設される診療所の兼任管理の場合。	

項目番号	事 案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査 保健所で実施	留意事項
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設						
7	診療所の管理者を変更した場合	診療所管理者変更届 診療所管理者設置許可 (この一覧表の項目番号5) を受けた場合に限る	診療所管理者変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	11	-	(医師開設) 診療所管理者設置許可を受けられない場合は、廃止・開設の手続きが必要 新管理者を開設者として新規に診療所を開設する(同時に旧管理者=旧開設者の診療所を廃止する) (非医師開設) 医療法人の場合、新たな管理者は医療法人の理事に就任していること。(府への手続きが必要です。)
8	診療所の従事医師を変更する(した)場合 診療所の従事医師の採用・退職	診療所従事医師変更届	非医師開設においては、届出義務はないため、任意の届出	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	12	-	届出している従事医師の氏名変更(婚姻等による)、担当診療科目、時間等に変更がある場合は「診療所届出事項中一部変更届(様式10)」
9	診療所を廃止した場合	診療所廃止届		2	廃止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	13	-	(参考) 移転・承継等が伴う場合は開設手続き等をあわせて行う。
10	診療所を休止した場合	診療所休止届		2	休止後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	14	-	非医師開設診療所は、正当の理由がないのに、1年を超えて休止することはできません。 医師開設診療所についてはこの限りではありませんが、休止期間は1年が適当であり、長期にわたる場合には廃止の手続きを行って下さい。
11	診療所を再開した場合	診療所再開届		2	再開後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	15	-	
12	開設者が死亡した場合	診療所開設者死亡届		2	死亡後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	16	-	届出者(戸籍法第87条) 同居の親族・その他の同居者・家主・地主又は家屋若しくは土地の管理人。このほか、同居の親族以外の親族・後見人・保佐人・補助人及び任意の後見人 開設者が死亡した等の理由により意思確認ができないときは廃止届の提出が(受理も)できないので、開設者死亡のときは廃止届ではなく本届出を提出してください。
13	開設者が失そう宣告を受けた場合	診療所開設者失そう届		2	宣告後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	17	-	開設者が失そうした等の理由により意思確認ができないときは廃止届の提出が(受理も)できないので、開設者が失そう宣告を受けたときは廃止届ではなく本届出を提出してください。
14	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数を変更する場合	診療所開設許可事項中一部変更許可申請		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	有	同時に建物の構造概要及び平面図の変更が必要があれば、その変更許可申請も行ってください。
		診療所開設許可事項中一部変更届		2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9	-	改造・用途変更等を含まない病室の病床数減少のみの場合は変更許可申請ではなく、変更届となります。
		診療所開設届出事項中一部変更届		2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	有	同時に建物の構造概要及び平面図の変更があれば、その変更届も行ってください。
		診療所構造設備使用許可申請		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	有	改造等を含まない病室の病床数減少のみの場合は必要ありません。 診療所検査手数料(22,000円)の納付が必要 申請から10日以内に検査を行います。(医療法施行規則23条)
		医療法第7条3項の許可(診療所病床設置許可)等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要							
14	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数を変更する場合	診療所病床(設置・病床数変更・種別変更)許可申請 病床数の増加を伴わないものが対象		3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	次の場合が対象となります。 ・病床の種別(一般・療養)を変更する場合 ・療養病床にかかる病室ごとの病床数を変更する場合(どの病室においても病床数が増加しない場合は、この許可是必要ありません。 診療所病床減床届の対象となります。)
		診療所病床(設置・増床・減床)届 次の要件を満たし特例として病床の実質的な増床が認められた場合のみ 在宅早期医療を支援するための病床(一般病床)を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床(一般病床)を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床(一般病床)を必要とする診療所 分娩を取り扱うための病床(一般病床)を必要とする診療所		2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課	府HPより ダウンロード	-	次の場合が対象となります。 ・要件を満たして大阪府から実質的な増床を認められた診療所が一般病床を増床する場合 ・一般病床の病床数の減少または一般病床にかかる病室の病床数の変更(一般病床総数は増加しないが、病室ごとでは増加する場合を含む)をする場合 ・療養病床にかかる病室の病床数を減少させる場合(療養病床総数が減少する場合でも、病室ごとでは増加となる場合は対象外。 診療所病床数変更許可申請の対象となります。) この届出は、大阪市(保健所及び各所在区保健福祉センター)を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。

項目番号	事 案	申請(届出)手続き		提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査 保健所で実施	留意事項	
		医師(個人)開設	非医師(医療法人等)開設							
15	開設許可事項を変更する場合		診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	「診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧」参照		
			診療所開設許可事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9			
16	開設届出事項を変更する場合		診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	「診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧」参照		

(注) 医療法における「臨床研修等修了医師又は歯科医師」の意味 (医療法第7条)

- ・臨床研修等修了医師 : 医師法第16条の4第1項の規定による登録(及び医師法第7条の2第2項の規定による登録)を受けた者
- ・臨床研修等修了歯科医師 : 歯科医師法第16条の4第1項の規定による登録(及び歯科医師法第7条の2第2項の規定による登録)を受けた者

この登録を受けた医師または歯科医師が診療所を開設しようとするときの手続きは「開設届」 医療法第8条

臨床研修等を修了していても、この登録を受けない医師または歯科医師が診療所を開設しようとするときの手続きは「開設許可」 医療法第7条

臨床研修等修了の旨が医籍または歯科医籍に登録されているかどうかで診療所開設の手続きが異なる。

なお、臨床研修等を修了していれば、この登録を受けていない期間においても診療に従事できる 医師法第16条の2・歯科医師法第16条の2

(参考) 医師免許については、国家試験に合格していても、医籍登録を受けていない期間においては医業ができない 医師法第17条、第2条、第6条

(参考) 歯科医師免許については、国家試験に合格していても、歯科医籍登録を受けていない期間においては歯科医業ができない 歯科医師法第17条、第2条、第6条

診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧 【臨床研修等修了医師又は歯科医師個人が開設する診療所】有床・無床共通

変更事案		医師（個人）開設	提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	備考
1	開設者の住所、氏名 引越し、住居表示の変更、改姓の場合	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	開設者が交代する場合は旧開設者の診療所を廃止、新開設者の診療所を新規で開設する手続き（以下「廃止・開設の手続き」という）が必要です。
2	開設者（法人）の定款、寄附行為、条例	(対象外)					-	
3	管理者の住所、氏名 引越し、住居表示の変更、改姓の場合	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	診療所管理者設置許可（様式5）を受けて管理者を変更する場合は、「診療所管理者変更届（様式11）」が必要です。
4	診療所の名称 医療法に違反する名称でないこと	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	（参考）原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること（a）診療所（b）クリニック（c）医院（d）診療科目
5	開設の場所 住居表示の変更の場合	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	移転の場合は廃止・開設の手続きが必要
6	診療を行おうとする科目	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	
7	開設の目的・維持の方法	(対象外)					-	
8	開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所の開設場所、名称 住居表示の変更、名称変更、追加、廃止	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	他に開設、管理する病院、診療所を追加するときには、事前に2ヶ所管理許可を受けていることが必要です。 なお、許可申請はこの届出している病院、診療所ではなく、追加になる病院、診療所から申請することとなっています。
9	同時に2以上開設した病院、診療所の開設場所、名称 住居表示の変更、名称変更、廃止	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10		同時に開設の病院、診療所が移転した場合はその病院等は廃止・開設の手続きをとることから、この項目では同時に開設した病院、診療所は廃止と届出し、移転後の病院等についてはこの一覧の項目8「開設者が他に開設する病院等」の届出（新規追加）が必要です。
10	従業員の定員	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	
11	敷地面積及び平面図	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	有	
12	建物の構造概要及び平面図	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	有	
13	歯科技工室	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	有	
14	勤務する薬剤師の氏名	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	
15	現に勤務している診療従事医師、歯科医師の氏名、担当診療科名、診療従事日、診療従事時間	診療所開設届出事項中一部変更届 既に届出をされている方です。【注意】備考欄参照	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	従事医師の採用、退職の場合は「診療所従事医師変更届（様式12）」が必要です。
16	診療所の外来診療日、外来診療時間	医療法による届出義務はないが、任意の届出となります。 「診療所開設届出事項中一部変更届」	2	-（任意の届出）	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	

診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧 【臨床研修等修了医師又は歯科医師個人が開設する診療所】有床・無床共通

変更事案		医師（個人）開設	提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	備考
17-	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 (病室ごとの病床数を減少させるのみの場合を除く)	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	の変更がある場合は有	病室の改造を伴う場合は、建物の構造概要及び平面図の項目についても変更届出が必要です。
		診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	有	改造等を含まない病室の病床数減少のみの場合は必要ありません。 診療所検査手数料(22,000円)が必要です。 申請から10日以内に検査を行います。(医療法施行規則23条)
		医療法第7条第3項の許可（診療所病床設置許可）等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要						
		診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請 病床数の増加を伴わないものが対象	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	次の場合が対象となります。 ・病床の種別（一般・療養）を変更する場合 ・療養病床にかかる病室ごとの病床数を変更する場合
		診療所病床（設置・増床・減床）届 実質的な増床は、次の要件を満たし特例として認められた場合のみ 在宅期医療を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床（一般病床）を必要とする診療所 分娩を取り扱うための病床（一般病床）を必要とする診療所	2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課 府HPよりダウンロード	-	-	次の場合が対象となります。 ・要件を満たして大阪府から実質的な増床を認められた診療所が一般病床を増床する場合 ・一般病床にかかる病室の病床数の変更（一般病床総数は増加しないが、病室ごとに増加する場合）をする場合 この届出は、大阪市（保健所及び各所在区保健福祉センター）を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。
		診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	の改変がある場合は有	病室の改造を伴う場合、及び病室の病床数が0床になる場合（病床のない室は病室でなくなり用途変更することになる）は、建物の構造概要及び平面図の項目についても変更届出が必要です。
		診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	有	改造等を含まない病室の病床数減少のみの場合は必要ありません。 診療所検査手数料(22,000円)の納付が必要 申請から10日以内に検査を行います。(医療法施行規則23条)
		医療法第7条第3項の許可（診療所病床設置許可）等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要						
		（対象外） 診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請 病床数の増加を伴わないもの	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	（この許可の対象外）
		診療所病床（設置・増床・減床）届 次の要件を満たし特例として病床の実質的な増床が認められた場合のみ 在宅期医療を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床（一般病床）を必要とする診療所 分娩を取り扱うための病床（一般病床）を必要とする診療所	2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課 府HPよりダウンロード	-	-	この届出は、大阪市（保健所及び各所在区保健福祉センター）を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。

診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧 【臨床研修等修了医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が開設する診療所】有床・無床共通

変更事案		非医師（医療法人等）開設	提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	備考
1	開設者の住所、氏名 引越し、住居表示の変更、改姓の場合	診療所開設許可事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9	-	開設者が交代する場合は旧開設者の診療所を廃止・新開設者の診療所を新規で開設する手続き（以下「廃止・開設の手続き」という）が必要。
1 -	開設者（法人）の理事長など代表者	医療法による届出義務はないため、任意の届出となります。 「診療所開設届出事項中一部変更届」	2	-（任意の届出）	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	
2	開設者（法人）の定款、寄附行為、条例	診療所開設許可事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9	-	
3	管理者の住所、氏名 引越し、住居表示の変更、改姓の場合	診療所開設届出事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	診療所管理者設置許可（様式5）を受けて管理者を変更する場合は、「診療所管理者変更届（様式11）」が必要です。
4	診療所の名称 医療法に違反する名称でないこと	診療所開設許可事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9	-	（参考）原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること、（a）診療所（b）クリニック（c）医院（d）診療科目
5	開設の場所 住居表示の変更の場合	医療法による届出義務はないため、任意の届出となります。 「診療所開設届出事項中一部変更届」	2	-（任意の届出）	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	移転の場合は廃止・開設の手続きが必要
6	診療を行おうとする科目	診療所開設許可事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9	-	
7	開設の目的・維持の方法	診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	-	
8	従業員の定員	診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	-	
9	敷地面積及び平面図	診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	有	
10	建物の構造概要及び平面図	診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	有	
11	歯科技工室	診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	有	
12	勤務する薬剤師の氏名	医療法による届出義務はないが、任意の届出となります。 「診療所開設届出事項中一部変更届」	2	-（任意の届出）	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	
13	現に勤務している診療従事医師、歯科医師の氏名、担当診療科名、診療従事日、診療従事時間	既に届出をされている方にについては、 医療法による届出義務はないが、任意の届出となります。 「診療所開設届出事項中一部変更届」【注意】備考欄参照	2	-（任意の届出）	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	これも医療法による届出義務はなく、任意の届出となります。 従事医師の採用、退職の場合は「診療所従事医師変更届（様式12）」を任意で提出してください。
14	診療所の外来診療日、外来診療時間	医療法による届出義務はないが、任意の届出となります。 「診療所開設届出事項中一部変更届」	2	-（任意の届出）	所在区保健福祉センター保健業務担当	10	-	

診療所開設許可及び届出事項の変更手続き一覧 【臨床研修等修了医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が開設する診療所】有床・無床共通

変更事案		非医師（医療法人等）開設	提出部数	申請時期	申請窓口	様式番号	現地調査	備考
15-	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病室ごとの病床数を減少させるのみの場合を除く）	診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	の申請がある場合は有	病室の改造を伴う場合は、建物の構造概要及び平面図の項目についても変更許可申請が必要です。
		診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	有	改造等を含まない病室の病床数減少のみの場合は必要ありません。 診療所検査手数料（22,000円）が必要です。 申請から10日以内に検査行います。（医療法施行規則23条）
		医療法第7条3項の許可（診療所病床設置許可）等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要						
		診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請 病床数の増加を伴わないものが対象	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	次の場合が対象となります。 ・病床の種別（一般・療養）を変更する場合 ・療養病床にかかる病室ごとの病床数を変更する場合
		診療所病床（設置・増床・減床）届 実質的な増床は、次の要件を満たし特例として認められた場合のみ 在宅末期医療を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床（一般病床）	2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課	府HPよりダウンロード	-	次の場合が対象となります。 ・要件を満たして大阪府から実質的な増床を認められた診療所が一般病床を増床する場合 ・一般病床にかかる病室の病床数の変更（一般病床総数は増加しないが、病室ごとでは増加する場合）をする場合 この届出は、大阪市（保健所及び各所在区保健福祉センター）を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。
		診療所開設許可事項中一部変更届	2	変更後10日以内	所在区保健福祉センター保健業務担当	9	-	
		診療所開設許可事項中一部変更許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	8	の改 造がある 場合は要	病室の改造を伴う場合は病室の病床数が0床となる場合（病床のない室は病室ではなくなり用途変更することになる）は、建物の構造概要及び平面図の項目について変更許可申請が必要
15-	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病室ごとの病床数を減少させるのみの場合）	診療所構造設備使用許可申請	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	4	要 保健所 で実施	改造等を含まない病室の病床数減少のみの場合は必要ありません。 診療所検査手数料（22,000円）の納付が必要 申請から10日以内に検査行います。（医療法施行規則23条）
		医療法第7条3項の許可（診療所病床設置許可）等の手続き・・・上記の手続きとは別に必要						
		（対象外） 診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請 病床数の増加を伴わないもの	3	事前	所在区保健福祉センター保健業務担当	18	-	（この許可の対象外）
		診療所病床（設置・増床・減床）届 次の要件を満たし特例として病床の実質的な増床が認められた場合のみ 在宅末期医療を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 在宅療養を支援するための病床（一般病床）を必要とする診療所 小児慢性特定疾患の治療のための病床（一般病床）	2	事実発生後10日以内	大阪府保健医療室医事看護課	府HPよりダウンロード	-	この届出は、大阪市（保健所及び各所在区保健福祉センター）を経由せず、大阪府へ直接届出するものです。